

吹田市総合計画審議会（第8回）議事概要

- 1 日 時 平成25年7月26日（金）午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 吹田市役所高層棟4階 特別会議室
- 3 出席者 別紙（出欠一覧）参照
- 4 配付資料 (1) 資料-1 吹田市総合計画審議会（第7回）の指摘事項一覧
(2) 資料-2 吹田市総合計画（素案）吹田2020ロードマップ（平成25年7月改訂版）修正分
(3) 資料-3 答申書（案）
(4) 資料-4 総合計画基本計画指標一覧（修正版）

5 議事内容

【質疑応答事項】概要

会 長：第8回吹田市総合計画審議会を開催する。当審議会は昨年11月から始まり、9ヶ月になるが、最終回であり、どうしてもここだけは修正してほしいと思われる点についてご意見を頂戴できればと思う。

事務局：（資料の確認）

会 長：資料の確認はよいか。（不足等なし）

1 答申について

会 長：次第1「答申について」事務局より資料の説明をお願いする。

事務局：（資料1、2について説明）

会 長：ただ今の説明を受けて、ご意見、ご質問があれば、お願いする。

副会長：資料2のP8「2 重点取組と行政の役割」の「(1) 児童虐待の防止」は全面的に書き換えていただいたが、二つ目の文章はもう少し整理できないかと思う。一つは、「スキルアップが必要のために」とあるが、これは「スキルアップのために」で文章が通ると思う。読点の前後の文章を比較すると、微妙に順番が違う。対象者があって、目的があって、何をするかという行動があるが、両方を合わせて、前の部分を「スキルアップのために関係者の研修を実施するとともに、児童虐待の理解を深め意識向上のために市民への啓発を行います」となると、文章の整理ができると思う。

会 長：よいか。（異議なし）。そのように修正をお願いする。

事務局：はい。

会 長：他にご意見はないか。

A 委員：答申書（案）P14の附帯意見の「3 行政経営の確立」は他の部分と重なるところがあると思う。例えば、一つ目の文章の「庁内共有」は「4 行政組織内の連携の強化」とかなり近いと思うので、「3 行政経営の確立」の1～2行目を「4 行政組織内の連携の強化」に統合しても意味は通じると思う。「4 行政組織内の連携の強化」には「情報を共有」「組織横断的」とは書かれているが、「庁内の」とは書かれていないので、その辺りを統合化すると重複は消せると思う。

事務局：はい。

会 長：他にはないか。

B 委員：資料2のP5の「まちの将来像」のキャッチフレーズは、前に比べると力がついてきたようなキャッチフレーズになっており、「人・まち 元気創造都市 すいた」はハッキリしていて理解しやすくなっていると思う。

会 長：他にはないか。

C 委員：資料2のP8～9に関わり、先週、仕事で京都に行った時に、地下鉄で、親が育てられない子どもの養子制度についての広告を見た。虐待や経済的な問題等、様々な厳しい問題を抱える子どもたちが別の人生を歩める可能性をサポートするシステムは、吹田市にもあるのか。そういう養子縁組などの取組などはどこに含まれるのか。住みやすいまちや、幸せになるまちづくりの中で光の当たらない部分として、そのような取組は今までどのようにされていたのか、あるいは、視野に入れられているのか、伺いたいと思う。

会 長：事務局で答えられるようでしたらお願いします。

事務局：関連する政策としてはP8～9の「配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができる」という内容になるかと思う。養護施設等、多様な手段があると思うが、そういうものにどうつないでいくか、吹田市内にもそのような養護施設があるので、関係機関との連携など本人の置かれた状況によっても様々な部分が出てくると思う。

C 委員：子どもができなくて養子を求めて悩んでおられる方を知っているのですが、一方では市以外に弁護士等のネットワークのようなものが必要なのかと思う、伺った。

会 長：他にご意見はないか。

B 委員：いじめ・虐待について、【取組の目標】の「児童虐待防止のための通告・相談件数」の407件は、スピーディに調べていただいたと感謝しているが、どこまで公表できるのか、曖昧なところがあるのではないかと思う。詳しく公表できない問題が潜んでいるので、どこまで書けるのか。407件という数は、被害者の問題だけではなく、親兄弟も含めるとそれに関係して悩んでいる人は大変な数になるので、今後も持続的に考えていかなければならない大きな問題だと思うが、果たしてどこまで公表できるのか。

事務局：平成23年度407件、平成24年度404件については、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト等、それぞれのケースによって背景が違うような話も聞く。前回の審議会を開催した日に、児童虐待のネットワーク会議が吹田市で開かれていたので、その会議についての話を関係者に聞いたところDVと複合になっている等、ケースによって背景は異なり、一つひとつのケースごとに解決方法も違うと言われていた。そういう話を考えると、407件は407人ではなく、いろいろな背景があるというのは、B委員が言われていることにも通じるのではないかと受け止めている。

B 委員：難しい問題だと思う。

会 長：修正を求めるものではないか。

B 委員：はい。

会 長：その他、何かないか。(意見なし)

会 長：それでは、修正については意見が2件あり、修正していただきたいと思う。ただし、改めて審議会を開催することはできないので、表現等の修正については正副会長に一任とさせていただいてよいか。

(異議なし)

2 その他

会 長：次第2「その他」について、委員の皆様から補足等があれば、ご発言をお願いします。

B 委員：第3次総合計画の時は、吹田市の神社仏閣の話が出て、二手に分かれて見学を実施し、それを答申の冊子に書いてもらった。しかし、今回はそう

いう話は出なかった。また、第3次の時に、私は「20年先、25年先の話も大事だけれども、今現実に困っている表玄関のJR吹田駅前の整備をしてほしい」と言い、そうしたところ、早々に審議会にかけていただき、その代わりに「国からの支援が一度には出ないので、日数はかかる」ということであったが、すぐに仕事にかかっていたで、きれいに整備された。それに満足し、有難く思った。そういう有難さもあって、今回は目ぼしい意見を出さなかったように感じているが、定年退職をした男性諸氏で認知症になる人が多いということで、その対策をどうするかということが課題だと思う。例えば、認知症になる前に読書会等を設けて、その集まりから吹田市のためになるグループ等をつくるようにすると、いろいろなものが生まれてくるのではないかと思う。もう一つ、吹田市の足である阪急バスの問題も提示した。1時間に1〜2本しかバスがない中で、高齢者が駅前まで買い物に行って、大きな荷物を持ってバスを待っているのを見ると、将来的にもっと良い方法を検討するために、4〜5人からでも協議会をつくって、調査した上で阪急バスに相談に行くという方法をとれるとよいのではないかという思いもある。いじめ・虐待の問題について発言したが、この問題もきれいにまとめていただいて、良い冊子を作られるのではないかと思う。そういう中で、前回、まちの将来像のキャッチフレーズについて話をさせていただいたが、この問題について皆さんはノーコメントで、ノーコメントということは気持ちの悪いものである。反対のことも起こり得ると思うので、何とか審議してほしいかという思いもあった。しかし、ノーコメントということは、私の発言が悪かったのだろうと思う。いずれにしても、前に出してもらったものよりも良い冊子を作って、答申していただきたいと思う。

会 長：いろいろとご意見はあると思うが、一応、合意の上で今日までたどり着き、ご了解のほど、よろしく願います。

会 長：本日いただいたご意見については、修正を行った上で、正副会長に一任とさせていただき、最終的な答申とさせていただく形で進めたいと思う。この答申は、8月6日(火)に正副会長から市長に提出する。併せて、審議会委員の皆様にも答申の写しを送付させていただく。以上で総合計画審議会は終了させていただく。委員の皆様にはお忙しい中、大変ご協力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

事務局：本日をもって審議会は最後となるので、市長より委員の皆様にご挨拶をさせていただく。

市 長：会長、副会長をはじめ委員の皆様には、まず、当審議会の委員をお受けいただき感謝申し上げますと共に、昨年11月16日から本日まで長期間にわたり、慎重かつ熱心なご審議をいただき、本市の総合計画基本構想並びに基本計画に関する答申をご検討いただいたことに、お礼を申し上げます。本市では、平成23年度から第3次総合計画の中間見直しの取組を進めており、目まぐるしく変化する社会経済状況に対応できる市政を確立するため、改めて市民の皆様と本市の目指す将来像を再確認し、共にまちづくりを進めることが必要と考え、基本構想から総合計画を抜本的に見直すこととし、諮問をさせていただきました。様々な経歴をお持ちの皆様方から多角的にご検討いただき、貴重なご意見を賜り心より感謝を申し上げます。これからも市役所全体で市民の皆様と協働し、総合計画に取り組んで参りたいと考えている。委員の皆様方には引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

事務局：事務局から事務連絡をさせていただく。審議会委員の任期については、審議会規則第 4 条に「諮問に係る必要な調査審議を終了するときまで」と規定されており、答申をもち任期終了とさせていただきたいと考えている。なお、解囑状は、郵送にて対応させていただきたいと考えている。今後の予定は、8 月 6 日(火)に、今川会長と久副会長から市長へ答申をしていただき、8 月末頃より約 1 ヶ月間、パブリックコメント等を実施し、所要の調整をした上で、本年 12 月の定例議会へ提案する予定をしている。

会長：以上をもち、当審議会を閉じたいと思う。

以 上

区分	氏名	役職等	全体会 第8回 (7/26)
1号	今川 晃	同志社大学 政策学部 教授	○
	生形 貴重	千里金蘭大学 生涯学習センター長 (教授)	○
	島 善信	大阪教育大学 教職教育研究センター長 (特任教授)	×
	高橋 智幸	関西大学 社会安全学部 教授	×
	寺本 尚美	梅花女子大学 心理こども学部 教授	×
	久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授	○
	松尾 貴巳	神戸大学大学院 経営学研究科 教授	×
	的場 智子	細川・的場・川田法律事務所 弁護士	○
2号	今泉 篤	公募市民	○
	木下 裕介	公募市民	○
	小林 俊範	公募市民	○
	辻本 武彦	公募市民	×
3号	坂本 富佐晴	吹田市文化団体協議会 会長	○
	瀧川 紀征	吹田商工会議所 副会頭	○
	立川 浩次	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	×
	田中 勲	吹田市PTA協議会 会長	○
	田中 脩	アジェンダ21すいた 幹事	○
	津田 緑	一般社団法人 吹田市医師会 理事	×
	永田 昌範	吹田市自治会連合協議会 会長	○
4号	榮野 正夫	大阪府政策企画部企画室 室長	○
出席委員合計			13名
事務局	副市長		山中、太田
	行政経営部		-
	総合計画担当		木下、津田 十川、稲見
	委託事業者		田口、小阪